

平成 2 6 年

# 議会運営委員会記録

平成 2 6 年 2 月 2 1 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成26年2月21日（金曜日）  
午後 4時00分 開会 午後 4時31分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	齊 藤 秀 雄 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	阿 部 かをる 議員	委 員	待 鳥 美 光 議員
議 長	菅 原 満 議員	副 議 長	栗 原 次 男 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	富 澤 勝 広	議会事務局次長	本 間 修
議事課長補佐	平 川 京 子	主 事	日下部 直 美

◇本日の会議に付した案件

特定事件8 その他議会運営に関することについて  
陳情の取り扱い

午後 4時00分 開会

**○齊藤秀雄委員長** ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

まず会議には、議長とオブザーバーとして、副議長と1名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日の案件は、陳情の取り扱いについてです。

昨日決定した、総務環境常任委員会に付託しました3件の陳情の取り扱いについて、議長から発言があります。

議長。

**○菅原満議長** 陳情の取り扱いについては、先般、議会運営委員会でも陳情書の提出後の流れということで確認をしていただきました。その中で、本会議で審査しない陳情書の5項目の中に、「係争中、調停中又は異議申し立て等紛争に関するもので、司法権の独立を侵害するもの」という項目があります。改めて御確認いただいて、陳情書3件の付託について、協議、判断をお願いします。

なお、陳情書の出されている関係につきましては、行政不服審査中ということでございます。

**○齊藤秀雄委員長** ただ今、議長から発言がありましたが、和光市議会での陳情の取り扱いを、再度、確認をした上で、本会議で審議するか否かについて決定したいと思います。ご意見願います。

新しい風、待鳥委員。

**○待鳥美光委員** 今、議長から御説明がありましたように、本会議で審議しない陳情書の項目に該当すると判断しますので、審議はしないということでいいと思います。

**○齊藤秀雄委員長** 公明党、阿部委員。

**○阿部かをる委員** 同じです。

**○齊藤秀雄委員長** 日本共産党、吉田委員。

**○吉田けさみ委員** 議長がおっしゃるように、この本会議で審議しない対象になると思うんですけども一点だけ確認したいのですが、行政不服審査中なんですという根拠というか論拠というか、これは議長から今ここでこういう状況なんですと言っただけの中身なんですか。

**○齊藤秀雄委員長** 議長。

**○菅原満議長** 中身そのものについては、審査そのものになりますので、要は審査中であるということの確認です。

**○齊藤秀雄委員長** 吉田委員。

**○吉田けさみ委員** それは審査中ですという確認の上でのということなので理解してよろしいんですね。きちんとした確認はされていると。

**○齊藤秀雄委員長** 議長。

**○菅原満議長** 先に申し上げましたとおりです。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 わかりました。これは全員配付という中身に該当すると思いますので、よろしいかと思えます。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 さっきおっしゃったように、現在行政不服審査中ということは、まだ司法権の範疇に入っていないので、要するに訴訟問題には至っていないので、議会でとりあげるべき問題ではないかと思えます。さっきおっしゃった3項目目のところで司法権の独立を侵害するものを書いてありますが、まだ司法の手に渡っていないということにならないかなと思ひまして、そうすると議会在審議しないというのはどうなのかなと思つたんですけれども。

○齊藤秀雄委員長 休憩します。(午後 4時04分 休憩)

再開します。(午後 4時29分 再開)

それでは、御意見をお願いします。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 この陳情にかかわる問題は、係争中の問題でありますので議会の審議になじまないものと思ひますので、審査しないということで了解しました。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としても、本会議で審議するものとしては、なじまないということで受け止めております。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、各会派一致した意見となりました。

今回、受理した陳情については、係争中、調停中又は異議申し立て等紛争に関する案件であることから、本会議で審議しない陳情書における、現在、係争中に関するものであるため、議会で審議するものとしてはなじまないものにあたるとしてよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

よって、委員会には付託せず、議員に陳情の写しを配付するのみとし、この取り扱いをそれぞれの陳情代表者に、通知するものとして、決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定いたします。

以上で、本日の議会運営委員会に係る事件の審議は、すべて終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

〔「はい」という声あり〕

以上で議会運営委員会を閉会します。

午後 4時31分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 秀 雄